



令和7年8月26日 15時30分

近 畿 地 方 整 備 局

建設業法第28条の規定に基づく監督処分について

近畿地方整備局は下記の建設業者に対して、建設業法の規定に基づく監督処分を行いました。

1. 処分対象業者

商 号 : 新明和工業株式会社
日本コンベヤ株式会社

2. 処分内容

別紙の通り

3. 処分理由

別紙の通り

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局
建政部 建設産業第一課

こやま ゆう
課 長 小山 祐 (内線6141)
こうづ たくや
課長補佐 高津 卓也 (内線6144)

電話 06-6942-1141(代)

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号：新明和工業株式会社
許可番号等：国土交通大臣（般・特一7）第4305号
代表者氏名：五十川 龍之
本店所在地：兵庫県宝塚市新明和町1-1

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1 期間

令和7年9月10日から令和7年10月9日までの30日間

2 停止を命ずる営業の範囲

全国における機械器具設置業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

3. 処分理由

上記の建設業者は他の事業者らと共同して、特定エレベーター方式PS設置工事について、平成29年6月29日以降、供給価格の低落防止等を図るため、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにすることにより、公共の利益に反して、工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反するものと認定され公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号：日本コンベヤ株式会社
許可番号等：国土交通大臣（般・特－6）第8906号
代表者氏名：梶原 浩規
本店所在地：大阪府大阪市中央区大手前1－7－31 OMMビル

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1 期間

令和7年9月10日から令和7年10月9日までの30日間

2 停止を命ずる営業の範囲

全国における機械器具設置業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

3. 処分理由

上記の建設業者は他の事業者らと共同して、特定エレベーター方式PS設置工事について、平成30年7月1日以降、供給価格の低落防止等を図るため、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにすることにより、公共の利益に反して、工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反するものと認定され、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。

以上